いしかわの森づくり検討委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 森林・林業をめぐる現状と課題をふまえ、石川県における新たな森林 整備の推進に必要な事項を検討するため、「いしかわの森づくり検討委員会」 (以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会の委員は、自治体の長、学識経験者、企業・経済団体、県民・ 住民団体及び林業関係者からなるものとし、別紙のとおりとする。
 - 2 委員会には、委員長を置くものとし、その選出は委員の互選とする。

(会議)

- 第3条 委員会の会議は、委員長が主催する。
 - 2 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。
 - 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 4 委員会は、必要と認めるときは、部会を設けることができる。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、平成17年12月31日までとする。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、その都度、石川県農林水産部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。